	（削る）
宮崎県・鹿児島県	（略）

備考

一　（略）

（削る）

二～四　（略）

別表第二　二条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道～高知県	（略）	（略）
福岡県	くすもち二条～はるしずく	（略）
	（削る）	（削る）
佐賀県～鹿児島県	（略）	（略）

別表第三　六条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
岩手県～千葉県	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
新潟県～長野県	（略）	（略）
岐阜県	ファイバースノウ	麦茶の製造用
	カシマゴール～ミノリムギ	（略）
静岡県・愛知県	（略）	（略）
三重県	ファイバースノウ	麦茶の製造用
滋賀県～大分県	（略）	（略）

備考　（略）

別表第四～別表第十　（略）

定義　（略）

	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用 醸造用
宮崎県・鹿児島県	（略）	（略）

備考

一　（略）

二　栃木県において生産されたタマイズミのうち、小山市、下野市及び下都賀郡野木町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

三～五　（略）

別表第二　二条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道～高知県	（略）	（略）
福岡県	くすもち二条～はるしずく	（略）
	ほうしゅん	麦茶の製造用以外のもの
佐賀県～鹿児島県	（略）	（略）

別表第三　六条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
岩手県～千葉県	（略）	（略）
神奈川県	カシマゴール	麦茶の製造用
新潟県～長野県	（略）	（略）
岐阜県	ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
	カシマゴール～ミノリムギ	（略）
静岡県・愛知県	（略）	（略）
三重県	ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
滋賀県～大分県	（略）	（略）

備考　（略）

別表第四～別表第十　（略）

定義　（略）

附　則

１　この告示は、令和八年四月三十日から施行する。

２　この告示による改正後の平成十八年農林水産省告示第千百十号の規定は、令和八年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金から適用するものとし、令和七年産以前の麦に係る当該交付金については、なお従前の例による。